

伊那市・高遠町・長谷村合併協議会特別職報酬等審議会設置規程

（設置）

第1条 伊那市・高遠町・長谷村合併協議会会長（以下「会長」という。）の諮問に応じ、新市における特別職の報酬等の額について審議するため、伊那市・高遠町・長谷村合併協議会特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（諮問）

第2条 会長は、報酬の額等について、審議会に諮問するものとする。

（委員）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、その委員は伊那市、高遠町及び長谷村の区域内の公共団体等の代表者、その他住民のうちから各市町村長が推薦し、会長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問にかかわる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（役員）

第4条 審議会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

（1）委員長 1人

（2）副委員長 1人

2 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 委員長は、諮問に係る審議の結果について、会長に報告するものとする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、第1回目の会議は会長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、伊那市・高遠町・長谷村合併協議会事務局において処理する。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月11日から施行する。